

あたらしい生活が はじまります

学齡期の放課後の過ごし方



2020年1月



**あたらしい生活が
はじまります**

相談します。



制度の説明を聞きます。



**自分たちがどう暮らしたい
か考えます。**

**あたらしい生活が
はじまります**

**自分たちがどう暮らしたい
か考えます。**

児童クラブ

申し込み

福祉サービス

サービスの利用計画
が必要です。

計画相談

セルフプラン

児童が放課後に利用できる福祉サービス等

- ・子ども集団ですごす余暇の時間を保障するもの
⇒児童クラブ、日中一時支援、放課後等デイサービス

- ・自宅での介護

- ⇒身体介護、訪問入浴、訪問看護...



児童クラブをを利用したい場合

小学校就学の1年生から6年生までの児童

大津市に住所がある

保護者のいずれもが下記の事由により家庭において保育を受けることが困難な児童

①昼間労働することを常態としていること

(1日実働5時間以上かつ月15日以上)

②妊娠中であるか、または出産後8週間を経過しないこと

③疾病もしくは負傷又は身体に障害を有していること

④同居の親族を常時介護していること

⑤火災等の災害に罹り災し、復旧にあたっていること

上記1から5に類するものとして市長が認める状態にあること

児童クラブは…、

- 地域の子どもたちの中で過ごせる。
- 地域住民に子どもの存在を知ってもらえる。
(将来、一緒に地域で生きていく仲間)
- 将来的に、その子の居場所を地域の中に作っていく
- 養護学校に通っていても、学区の児童クラブを使える
- 人数が多いので、うるさいところが苦手な子どもにはしんどい。

障害のある子どもが、地域社会の中で、障害のない子どもと同じように生活できる社会をつくることが大切です。

障害者の権利条約、ノーマライゼーションの原理

利用料(児童クラブ)

- 登録料: 児童1人につき10,000円
(初めて登録を受ける場合)
- 保育料: 児童1人につき月額10,000円
- おやつ代: 児童1人につき月額2,500～3,000円程度
- 延長保育料:
児童1人につき月額1,000円(18時30分までの利用者のみ)
または月額2,000円(19時までの利用者のみ)

申し込み方法（児童クラブ）

令和2年（2020年）

1月6日（月曜）～1月31日（金曜）

受付場所：

市役所児童クラブ課および
各児童クラブ

必要書類(児童クラブ)

- 大津市立児童クラブ通所登録申請書
- 就労状況証明書(様式第2号)、診断書その他通所要件を証明する書類
- 口座振替依頼書
- 延長保育申請書(延長保育利用希望者のみ)

放課後等デイサービスを利用したい場合

①利用対象者

- ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に就学中。

- ・手帳を持っている児童。

- ・手帳等を持っていない場合

⇒主治医の診断書又は特別支援学校及び特別支援学級に在籍している証明書を添付すれば可能

- ・高校卒業まで利用が可能

放課後等デイサービスの利用

②開所日

開所時間は事業所によって異なりますのでお問い合わせください。

日祝は休みのところが多い。

放課後等デイサービスの利用

③放課後等デイの利用日数

大津市では標準利用月15日

理由が認められれば、最大月23日

④放課後等デイサービスの利用目的

本人の地域での第3の居場所として発達を支援する通所施設。

保護者の就労が目的の利用は児童クラブが優先です。(小学生)

利用者上限負担月額

18歳未満

市民税課税世帯	所得割 28万円以上	37,200円
	所得割 28万円未満	4,600円
市民税非課税世帯	低所得2（年収80万円超）	0円
	低所得1（年収80万円以下）	0円
生活保護世帯		0円

・福祉サービスを利用した場合は費用の一割が利用者の自己負担ですが、負担上限月額が設定されています。そのため、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、上限額以上の負担は生じません。

～放課後等デイサービス～

○ 事業の概要

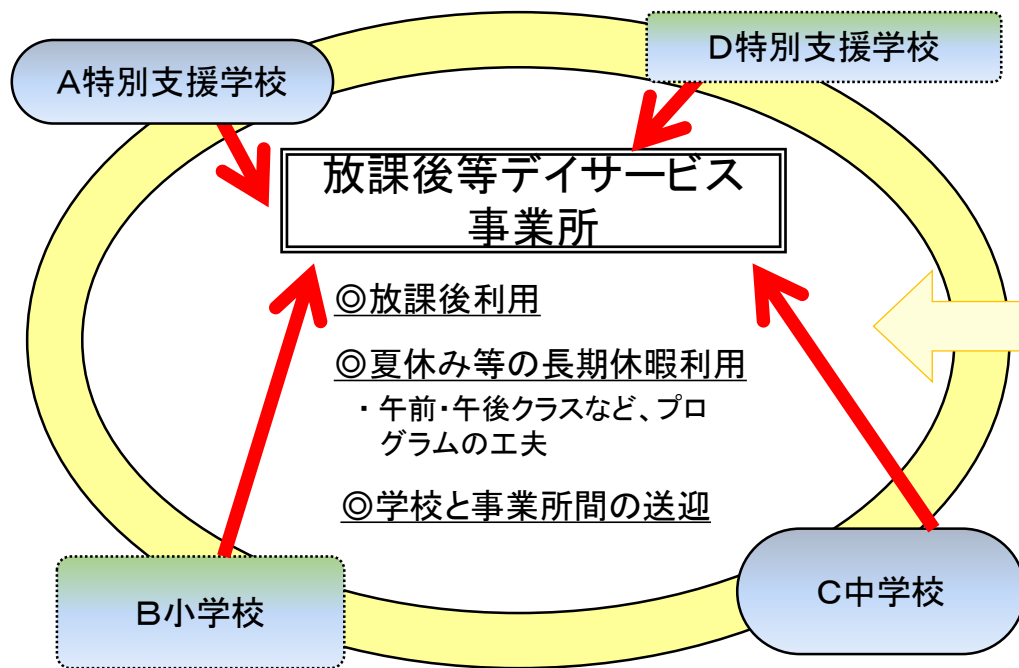
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上

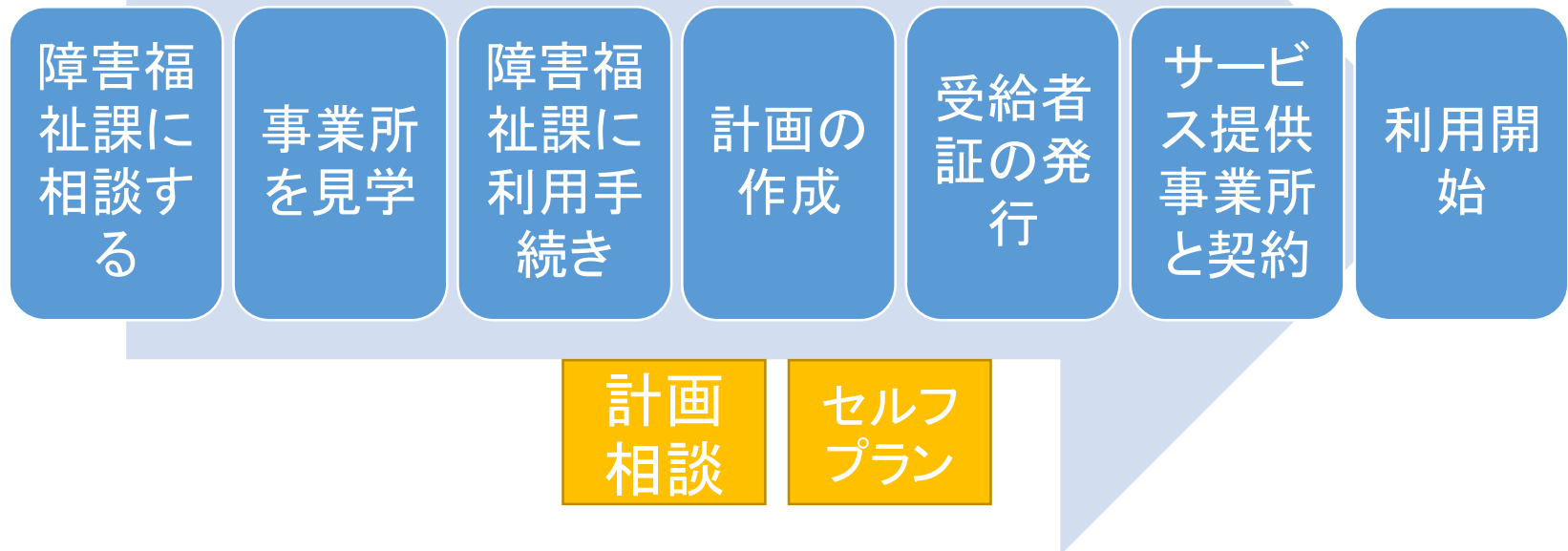


○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

厚生労働省資料

福祉サービス利用の流れ



サービス利用のために計画作成が必要です。
計画は相談支援事業所で作成してもらう場合と
自分で作るセルフプランがあります。

放課後等デイサービス見学のポイント

① 本人にあった活動プログラム、集団であるかどうか。

②家からの距離、送迎の有無

③週何回くらい使うか考える

→大津市では基本的に利用は月15日。(1週間に3回程度)

④何か所使うか考える

→複数の事業所を利用することも可能。ただし、最初から多くの事業所や日数を利用すると本人には負担であることも多い。

(新1年生になり、新しい生活で子どもたちは疲れている。そこへ加えて、何か所もの放課後デイサービスの事業所に通うのは、ストレスになる子どもも多い。親御さんも小学校のプリント、荷物の準備、加えて複数の放課後デイサービスの連絡帳や契約、面談、アセスメントなど負担が多い。)

日中一時支援を使う場合

子どもを見る人が居ない時に
一時的にお預かりする事業です。

日中一時支援は就労が目的でも
利用できます。

日中一時支援を使う場合

日中一時支援の利用負担金

1回あたり

400円（4時間以下）

500円（4～6時間）

600円（6時間以上）

日中一時支援を使う場合

- ①日中一時支援事業所を見学
- ②空き状況を確認する
- ③障害福祉課に利用申請書を提出する
- ④利用決定通知が届く
- ⑤事業所と契約をする。

比較のポイント

まず、考える

- 自分たちがどのように暮らしていきたいのか。

現状維持or子どもの就学に合わせて生活スタイルを変更



自分たちの望む生活スタイルにあった暮らし方の検討

- 家族の役割分担、祖父母、近所、友人、子育て支援、福祉サービス
- 金銭負担額の比較

中身の違い

児童クラブ

- ・就労していれば、毎日使える。土曜日も使える。
- ・近隣に子どもの存在を知ってもらえる。
- ・将来的に、その子の居場所を地域の中に作っていく。
- ・送迎はない
- ・利用児童が多いので、人混みが苦手なタイプの子どもさんはしんどいことがある。

放課後等デイサービス

- ・障害のある子どもの発達支援をする施設
- ・月15回が標準利用（理由が認められたら最大23日）
- ・親の就労目的では使えない
- ・申請には福祉サービス利用の計画書が必要
- ・送迎はあつたりなかったり

日中一時支援

- ・障害のある子どもをみる人がいない時に預かる施設
- ・親の就労目的でも使える
- ・申請に利用計画書はいらない。
- ・送迎はあつたりなかったり

料金の違い

世帯の収入	児童クラブ	放課後デイサービス	日中一時支援
市民税所得割 28万円以上	月額10,000円 (初回登録料 10,000円)	1回 900円～2000円 上限 37,200円	1回あたり 400円(4時間以下) 500円(4～6時間) 600円(6時間以上)
市民税所得割 28万円未満	月額10,000円 (初回登録料 10,000円)	1回 900円～2000円 上限 4,600円	1回あたり 400円(4時間以下) 500円(4～6時間) 600円(6時間以上)
市民税非課税	月額10,000円 (初回登録料 10,000円)	0円	0円
おやつ代	月 2,500円～ 3,000円	事業所による	事業所による

* 放課後等デイサービスは、事業所の職員体制や送迎の有無により、利用代金が違う。

* 放課後等デイサービスは、重症心身障害の場合、加算がつき利用代金が違う

うちはいくらなの？

市民税所得割28万円以上の家庭の例

使う制度	利用回数	料金(月額)
児童クラブ	月～土	10,000円
放課後デイ	週3回ならば...	利用回数とそれぞれの事業所の代金によって違う。37,200円以上にはならない。
日中一時	週3回ならば... (平日4時間以下)	4,800円～5,600円

(おやつ代は計算に入れていない)

うちはいくらなの？

市民税所得割28万円未満の家庭

使う制度	利用回数	料金(月額)
児童クラブ	月～土	10,000円
放課後デイ	週3回として...	4,600円以上にはならない。
日中一時	週3回として... (平日4時間以下)	4,800円～5,600円

(おやつ代は計算に入れていない)

うちはいくらなの？

市民税非課税の家庭

使う制度	利用回数	料金(月額)
児童クラブ	月～土	0円
放課後デイ	週3回ならば...	0円
日中一時	週3回ならば... (平日4時間以下)	0円

(おやつ代は計算に入れない)

放課後等デイサービス・日中一時支援の 利用代金は...

- ①家庭の状況
- ②障害の状況
- ③事業所の職員体制
- ④送迎の有無
- ⑤おやつ代の有無
- ⑥他の福祉サービスを使う(上限9300円の人もある。)

によって、利用代金は変わりますので、個別に計算が必要です。

きょうだいに障害のある子どもさんがいる場合や、他の福祉サービスを使う場合などはそれによって、また、いったん払った利用料が償還されることもあります。

放課後等デイサービスの利用Q&A

①放課後等デイサービスと 児童クラブや日中一時支援の併用は可能？

児童クラブで地域の子供たちと交流しながら、放課後等デイサービスで発達支援を受けることもできます。また、放課後等デイサービスを利用しながら、保護者の就労支援として日中一時支援を利用することも可能です。

放課後等デイサービスの利用Q&A

②養護学校に通っていて、
学区の児童クラブは使えますか？

使えます。

放課後等デイサービスの利用Q&A

③放課後等デイサービスにはどのような事業所がありますか？

- ・集団の中で様々な活動を通して発達支援
- ・個別にプログラムを実施
- ・送迎のあるところ、ないところ
- ・行事、文化的活動のあるところ、ないところ
- ・保育士等の多いところ、少ないところ
- ・元気に動き回る活動が多いところ
- ・静かに過ごすところ

などなど

④困ったときはどこに相談したらいいの？

- ・計画相談を利用している場合は、
自分の計画を作成した計画相談事業所に相談してください。
- ・セルフプランの場合は、
別紙の委託相談支援事業所に相談してください。
- ・大津市障害福祉課はどんな相談にものれます。